1 件名

マイナンバーカード交付・予約管理システム利用 (長期継続契約)

2 目的

本利用は、マイナンバーカード交付にかかる業務をマイナンバーカード交付・予約管理システムを用いて効率的に実施するため、マイナンバーカード交付・予約管理システムの導入を行うことを目的とする。

3 保証

受注者は、システムが本仕様通りに機能することを保証するものとする。

本項目は、本契約に関する法律上の契約不適合責任、債務不履行責任を含む保証責任 のすべてを規定したものとする。

4 システムの中断

次の各号のいずれかに該当する場合には、一時的にシステムの一部または全部を中断 することができる。

- (1) 受注者の責によらない事由によりシステムの保守点検を緊急的に行う場合。
- (2) 受注者の責によらない通信設備の故障、停電など第三者の責により、システムの サービス提供ができなくなった場合。
- (3) 天災地異等により、システムのサービス提供が出来なくなった場合。
- (4) その他、受注者の責によらない事由によりシステムのサービス提供が出来なくなった場合。
- 5 業務概要

本業務は、マイナンバーカード交付・予約管理システムの利用を行うこととする。

6 利用期間

前項の業務の利用期間は、以下の期間までとする。

令和6年10月1日より令和11年9月30日まで。

- 7 運用及び保守要件
  - (1) 基本事項
    - ア 本システムのうち交付管理システムは12月29日から1月3日を除いた平日と土曜日に、予約管理システムは24時間365日稼働するものとする。ただし、システムのメンテナンス等を実施する場合はこの限りでない。
    - イ システムのメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、 事前に発注者の承認を得るとともに、システムを利用しての利用者に対して、 事前にシステムのトップページでその内容及び期間を予告周知し、システムメ ンテナンス中も可能な限りその旨を周知するものとする。
    - ウ 障害電話受付は24時間とする。

なお、インターネット通信回線障害、情報機器端末の故障・起動不全等に起因 する利用不可への対応はこれに含まない。

- エ 発注者からの問い合わせに対するサポート窓口を次のとおり設置すること。
  - (ア) 電話対応:日曜日及び祝日、12月29日から1月3日を除く平日8:30から17:00まで
  - (イ) 電子メール: 24時間365日

※ただし、緊急を要する事項については、上記時間外であっても直ちに対応すること。

## (2) セキュリティ対策

ア システムの機能を使用する際には、ID・パスワードによる個人認証を行うこととする。

また、ID・パスワードが漏えいしても機能を利用できない構造(端末固有のIPアドレスなどによって制御するなど)とした運用を行うこととする。

### イ ネットワークセキュリティ対策

- (ア) ルーターやファイアウォールにより、不要な通信を遮断していること。また、開放しているポート番号を把握し、不必要なポートを閉塞していること。
- (4) 必要に応じて、ネットワークセキュリティ機器を導入していること。
- (ウ) 侵入防止/侵入検知対策を行っていること。
  - ·IDS(Intrusion Detection System)不正侵入検知装置
  - ·IPS (Intrusion Prevention System) 不正侵入防止装置
- (エ) ウィルス対策を行っていること。

WEB サーバと内部処理を行っているサーバのそれぞれ別のアンチウィルスソフトを用いて、2重の対策を実施していること。

(オ) 通信ログ管理を行っていること。

ファイアウォールなどのネットワーク機器の通信ログを記録し、不正アクセスや攻撃の兆候が見られる場合には、速やかに必要な対策を講じること。

## ウシステムのセキュリティ対策

#### (ア) ガイドライン

下記のガイドラインの最新版の要件を満たしていること。また委託期間中に版が更新された場合は速やかに対応すること

- ・「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン(第3版)」
- ・「安全なウェブサイトの作り方」 改訂第7版 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター(IPA)
- •TCP/IP に係る既知の脆弱性に関する調査報告書」 改訂第5版 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター(IPA)
- (イ) 脆弱性の対策
- ・毎日、脆弱性対策情報データベース(JVNIpedia)サイトを確認し、必要に応じて速やかに対策を講じること。
- ・内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)からセキュリティに関する情報提供が有った

場合、内容を確認し、必要な対策を速やかに講じること。

- ・セキュリティ専門会社によるセキュリティ診断を定期的に実施すること。
- ・利用者側のインターネット回線は、安全性の高い EV-SSL 証明書を取得し、https 通信で通信経路を暗号化すること。

# (3) 業務引継ぎに関する事項

# ア 業務継続のための支援

本業務の契約履行期間の満了、全部又は一部の契約解除、その他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受注者は新規システム提供事業者の指示のもと、システムの履行期間満了日までに新規システム提供事業者が業務を行えるよう必要な措置を講ずるとともに、移行作業の支援を行うこと。

#### イ 事務引継ぎ

- (ア) 引き継ぐべき業務の内容について、業務引継書を作成し、発注者に提出すること。
- (イ) データ引継ぎ後の最終管理者は上尾市とすること。

# 8 その他

# (1) 支払い

システム使用料

- ・支払方法については、発注者と受注者で協議の上で決定する。
- ・受注者は、発注者による業務履行の確認を受けた後、使用料の支払請求書を発注者に提出すること。
- ・発注者は、受注者からの支払請求書に基づき、使用料を支払うものとする。
- ・支払いは月額支払いとし、金額はシステム保守も含むものとする。

## (2)情報提供

発注者及びシステム使用者がマイナンバーカード交付管理システムに関して情報 提供を求めた場合には、これに応じること。ただし、その情報が受注者の不利益 になる場合は発注者と受注者が協議し対応を決定するものとする。

## 9 記載外事項

仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者が協議し、対応を決定するもの とする。